

諮問日：平成28年1月21日（平成27年度（最情）諮問第16号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第5号）

件名：司法修習生考試結果集計表の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生考試結果集計表（第66期）」及び「司法修習生考試結果集計表（第67期）」（以下、併せて「本件各対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 原判断において不開示とされた部分（以下「不開示部分」という。）は、次のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文前段に規定する不開示情報には当たらないから、取扱要綱記第2の2の不開示情報に当たらない。

(1) 本件各対象文書の不開示部分は、司法修習生考試結果成績の科目別人数及び割合のうち、「予備試験合格者」と「予備試験合格者以外」という司法試験受験資格別の内訳を示すものであるが、これらの情報は、人数、割合という無個性な数値にすぎず、これらの情報のみから特定の個人を識別することはできない。

(2) 司法修習生採用者の氏名、司法修習生考試の成績別及び合否別の氏名、それらの司法試験受験資格別の内訳は公表されておらず、一般人が通常入手し

得る他の情報と照合することにより、個人を識別できる情報ではない。

(3) 本件各対象文書に係る情報は、第66期及び第67期の司法修習生考試受験者という集団に属する情報であるが、不開示部分は無個性な数値にすぎず、一般に容易に入手し得る情報以外の情報と照合したとしても、不開示部分から個人を識別することはできない。

なお、いずれの科目にせよ一科目でも成績が「不可」である者は司法修習生考試で不合格となるところ、科目別の成績「不可」の人数が「1」人ないしごく少数である場合、特定の考試不合格者と特別な関係にある者が個人を識別し得る場合が絶対にはないとはいえない。しかし、各種資料・報道によれば、第66期及び第67期の考試不合格者は各々40人程度存在する。また、「予備試験資格者以外」より集団規模が小さい「予備試験資格者」の考試受験者数は各期40人、112人と決して少人数とはいえない。その程度の集団規模であれば、前述のような個人識別可能性が生じる場合は限定的である。

(4) 仮に個人識別可能性が生じる場合に当たるとしても、成績別の人数の規模からみて、成績「可」と「不可」の内訳のみを不開示とすれば、加減算により「不可」の人数及び割合を推知することは不可能となる。そうであれば個人識別情報は除去され、個人の権利利益が害させるおそれはなくなる。すなわち、個人の識別が可能な部分は成績「可」と「不可」の内訳のみであり、「優」及び「良」の内訳は、法5条1号本文の情報に含まれない。

2 仮に、不開示部分の一部が取扱要綱記第2の2に定める不開示情報に当たるとしても、「優」及び「良」の内訳の部分は、取扱要綱記第3の2により、法5条1号に規定する不開示情報に含まれないとみなされ、取扱要綱記第3の1により部分開示がされるべきである。

3 なお、不開示部分は、科目別の4段階の成績別人数及び割合という無個性な数値にすぎず、個人を識別できなければ、公にしても個人の人格権、名誉権等の権利利益を侵害することにはならない。したがって、法5条1号本文後段に

規定する不開示情報にも当たらない。

4 以上のとおり，原判断は，法及び取扱要綱の解釈，運用を誤ったものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては，本件各対象文書について，各科目における「（うち予備試験資格者）」及び「（うち予備試験資格者以外）」の「優」，「良」，「可」及び「不可」の「人員」及び「割合」を示す部分（不開示部分）が法5条1号に規定する不開示情報に相当するとして，同部分を不開示としたが，当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 法5条1号の不開示情報に相当すること

司法修習生採用者名簿は公開されていないものの，当該期の司法修習生のうち，少なくとも分野別実務修習が同一司法修習地の者及び集合修習が同一クラスの者であれば，ある司法修習生が予備試験合格の資格で司法試験を受験してこれに合格した者（以下「予備試験資格者」という。）かどうかを識別できる蓋然性は極めて高く，その者は，当該情報と官報公告される司法修習を終えた者の氏名と照合すること等により，当該期の予備試験資格者のうち，司法修習生考試に不合格となった者を容易に特定することができ，当該個人が司法修習生考試の特定の科目で「不可」の成績をとって不合格となったことが明らかになってしまう。

また，当該科目以外の科目の「不可」の「人員」欄を開示すると，開示されなかった欄の「人員」が一人ないしごく少数であることを容易に推測することができ，加えて，各科目における「（うち予備試験資格者）」及び「（うち予備試験資格者以外）」の「不可」以外の成績区分である「優」，「良」又は「可」の「人員」又は「割合」を開示すると，有効受験者数等と

加減算をすることによって、結局は、開示されなかった「不可」の「人員」又は「割合」を容易に推測することが可能となる。

なお、仮に、本件各対象文書について、各科目における「優」、「良」又は「可」の「人員」及び「割合」がわかる文書を対象として、順次、開示申出がされ、同申出に対し、対象となった「優」、「良」又は「可」の「人員」及び「割合」を順次開示することとした場合、「優」、「良」及び「可」の「人員」及び「割合」の全てが開示されることとなり、結局は、開示されなかった科目の「（うち予備試験資格者）」及び「（うち予備試験資格者以外）」の「不可」の「人員」又は「割合」を極めて容易に推測することができてしまう。

したがって、各科目における「（うち予備試験資格者）」及び「（うち予備試験資格者以外）」の「優」、「良」、「可」及び「不可」の「人員」及び「割合」を示す部分（不開示部分）は、一体として法5条1号本文前段の個人識別情報に相当するか、あるいは、同号本文後段の権利利益侵害情報に相当するというべきである。

(2) 部分開示について

苦情申出人は、不開示部分のうち、各科目における「（うち予備試験資格者）」及び「（うち予備試験資格者以外）」の「優」及び「良」の「人員」及び「割合」については、取扱要綱記第3の2により、法5条1号に規定する情報に相当するものには当たらないものとみなされ、取扱要綱記第3の1により部分開示がされるべきであると主張しているが、前記(1)のとおり、不開示部分は一体として法5条1号本文前段の個人識別情報に相当し、かつこれらは全て個人識別部分に該当する、あるいは法5条1号本文後段の権利利益侵害情報に相当するものであるから、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示の対象にならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月2日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ④ 同月22日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、第66期及び第67期の司法修習生に係る司法修習生考試結果集計表であり、最高裁判所事務総長は、それぞれの一部について、法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして、取扱要綱記第2の2に基づき、不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、不開示部分は、不開示情報に相当しないなどと主張して苦情申出をし、一方、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件各対象文書の見分の結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報相当性について検討する。

2(1) 本件各対象文書を見分したところ、本件各対象文書は、いずれも司法修習生考試の科目別の各成績（「優」、「良」、「可」及び「不可」）の人数及び割合が記録されたものであるところ、不開示部分は、各科目における成績の人数及び割合につき、予備試験資格者と予備試験資格者以外の内訳が記録された部分であることが認められる。

(2) 最高裁判所事務総長は、各科目における予備試験資格者及び予備試験資格者以外の「優」、「良」、「可」及び「不可」の「人員」及び「割合」を示す部分（不開示部分）は、一体として法5条1号本文前段に規定する不開示情報又は同号本文後段に規定する不開示情報に相当すると説明し、その理由として、次のとおり説明する。

- ア ある司法修習生が予備試験資格者かどうかは、司法修習生の一部の者らにおいては識別することができる蓋然性は極めて高く、官報公告される司法修習を終えた者の氏名と照合すること等により、予備試験資格者のうち、司法修習生考試に不合格となった者を容易に特定することができ、当該個人が司法修習生考試の特定の科目で「不可」の成績をとって不合格となったことが明らかになることがあり得る。
- イ 予備試験資格者が不合格となった科目以外の科目の「不可」の「人員」欄を開示すると、開示されなかった欄の「人員」の数を容易に推測することができるし、各科目の「不可」以外の成績区分の「人員」又は「割合」を開示すると、有効受験者数等と加減算することによって、結局は、開示されなかった「不可」の「人員」又は「割合」を容易に推測することが可能になる。
- ウ 仮に、各科目における「優」、「良」又は「可」の「人員」及び「割合」を判別しうる文書を対象として、順次、開示申出がされ、これを順次開示することとした場合、「優」、「良」及び「可」の「人員」及び「割合」の全てが開示されることとなり、結局は、開示されなかった科目の予備試験資格者及び予備試験資格者以外の「不可」の「人員」又は「割合」を極めて容易に推測することができることになる。
- (3) そこで、検討するに、不開示部分に記載された情報は、いずれも、個人の氏名等の特定の個人の識別を直ちに可能とする情報ではない。しかし、司法修習生考試の受験者中予備試験資格者の人数が第66期については40人、第67期でも112人であり、他方で、本件各対象文書の原判断において開示された部分によれば、各科目で「不可」となった者が、司法修習生全体でも多くて1.06パーセントと極めて少なく、予備試験資格者で「不可」となった者は極めて少ないと容易に推認されることからすると、司法修習を終えた者の氏名が官報公告されていることなどから、司法修習生の一部の者ら

の間では、予備試験資格者で司法修習生考試に不合格となった者の特定が可能になる。そして、上記のとおり各科目で「不可」となった者の数が極めて少なく、予備試験資格者で「不可」となった者の数も極めて少ないと推認されることからすると、不開示部分に記載されている情報は、予備試験資格者で特定の科目につき「不可」となった者を特定することができる可能性がある情報であるという上記(2)の最高裁判所事務総長の説明は、不合理とはいえない。そうすると、不開示部分に記載されている情報は、一体として、予備試験資格者で特定の科目で「不可」となった者を特定することができる情報として、法5条1号に相当する情報であるということができ、同号ただし書きからハマまでに相当する事情は認められない。また、上記に述べたところからすれば、不開示部分については、その全てが特定の個人を識別することができることとなる部分に該当し、あるいは個人の権利利益を害するおそれのある情報であるから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示の対象ともならない。

(4) したがって、本件各対象文書に記録された不開示部分は、いずれも法5条1号に規定する情報に相当し、不開示とすべきものであると認められる。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件各対象文書につき、その一部に法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分はいずれも同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人